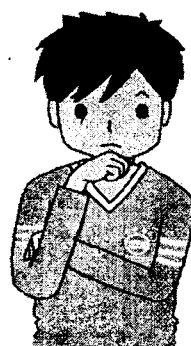
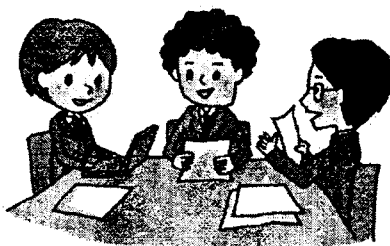


# P T A 活動の手引き



～まえがき（本紙の活用のお願い）～

P T Aは保護者同士がお互いを高めあい、子どもたちの健全な育成を支援する団体であり、学校行事の支援や登下校時の安全対策など地域での活動、親子が参加してのふれあい活動、保護者に対する子育て教室など様々な活動を実施しています。

近年、共働きや勤務形態の多様化等によりP T A活動に参加できない保護者や、個人主義によりP T A離れが進んでいることから、活動が衰退しているP T Aも少なくない状況にあります。また、活動が衰退した結果、P T A活動の形骸化もみられるようになってきました。しかし、本小冊子に書かれているような内容を実践し、保護者・教師・地域が一体となって活動しているP T Aもあります。それぞれのP T Aが将来にわたり、発展できる組織であるためには各年の役員の積極的な取り組みが必要だと考えております。

これから、P T A役員に就任し、活動を行うことに、大きな不安があるかと思えます。本小冊子は、P T Aの基本的事項、活動を行う為の注意すべき基本的な事項をまとめています。本小冊子の趣旨・内容をご理解いただき、各小中学校P T A活動のさらなる充実・発展にお力を貸していただきたいと考えております。

安城市小中学校P T A連絡協議会

子どもたちの健やかな成長のためには、学校と家庭そして地域が互いに信頼関係を築き、連携することが大切です。しかし、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化などにより、社会環境や生活環境が大きく変化し、地域社会の人と人とのつながりは希薄になりつつあります。そのような中で、小中学校の保護者と教師で組織されるP T Aの活動は、学校、家庭、地域をつなぐものとして今後ますます重要な役割を担っていくと考えられます。

安城市教育委員会では、学校教育の充実を図るとともに社会教育活動や生涯学習の振興に努めているところであります。P T Aに対しましては、今後も社会教育関係団体としての自主的な活動であることを踏まえ、青少年の健全育成や学校教育に関する情報提供、P T A活動の充実に向けた助言などの支援を安城市P T A連絡協議会を通じて行ってまいります。

「P T A活動の手引き」は、これからのP T A活動を担う皆さんによくお読みいただき、P T A活動の重要性の認識を深めるとともに、活動の活性化に役立てていただければ幸いです。

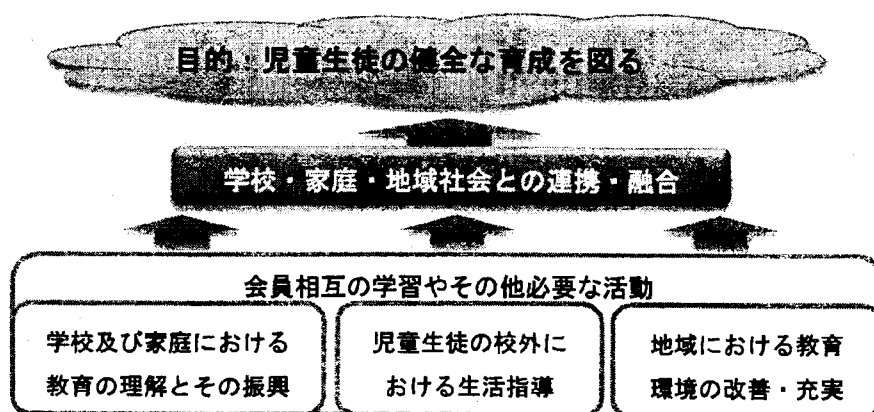
安城市教育委員会

## PTA【Parent-Teacher Associationの略】の目指すところ

### 1. PTAの目的

PTAは、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体です。

(昭和42年6月23日文部省社会教育審議会報告)



### 2. PTAの特質（性格）

①幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の学校ごとに組織され、保護者と教師によって構成されます。

②昭和24年6月の社会教育法公布に伴い、同法に規定する「社会教育関係団体」としての取り扱いを受け、公共性を持った任意加入の団体です。

子どもたちの健全な成長を図るために、保護者と教職員が自主的に組織し、運営する任意の団体

※PTAへの加入は任意であることを保護者や教師に周知した上で、PTA活動の趣旨を十分に伝え、保護者と教師一人一人が主体的に参加できる組織運営や活動内容の工夫により、できる限り多くの保護者・教師がPTA活動に参加できるように方向で運営されることが大切です。

※任意の社会教育関係団体であることから、学校が保管している保護者等の情報についてはPTAとして利活用することはできません。PTAとして利活用する必要がある場合には、個別に収集管理を行う必要があります。また、教師であってもPTAに関する活動に学校の個人情報を利用することはできません。

#### 「PTAの性格」

- (1) 子どもの在学時を区切りとし、年齢、職業等が異なる多様な会員構成の団体
- (2) 民主的に運営される団体
- (3) 特定の政党や宗教に偏らない団体
- (4) 他の団体との積極的な連携・協力により、地域の連帯感に大きな役割を果たす団体
- (5) 営利を目的としない団体
- (6) ボランティア精神に基づき、自主的に学習及び活動する任意の団体
- (7) 学校区を範囲とする地域団体であり、市・郡・府（県）・全国と上部組織をもつ団体

### 3. PTAの役割

PTAは、活動を通して互いに学び合い、自己を高めていく自主的な団体です。PTAの果たす役割として、次の5点が主に挙げられます。

- ① 保護者と教師が協力して子どもの健全な育成を図る  
保護者は家庭教育の責任者として、教師は学校教育の専門家として、対等の立場で学習し、実践し合い、お互いを高め合う関係が最も望ましい協力の関係です。
- ② 学校教育の理解を深め、教育効果を高める  
PTAは、保護者が学校教育へのよき理解者となるための学習団体としての役割も持っています。保護者が学校の教育方針や指導方法を十分に理解し、正しい認識を持つことによって、教育効果を高めるためにどのような活動をすればよいかを学校教育に関わる者全体で考えることができます。
- ③ 家庭教育への理解を深め、その振興を図る  
家庭の本来の役割を理解するとともに、家庭教育の振興を図るために保護者と教師が共通理解して子どもを育てていくことが大切です。
- ④ 学校外における活動の支援と健全育成活動を進める  
子どもの学校外での遊びや集団生活は、子どもの自主性、社会性、創造性、豊かな情操を養う上で、学校教育だけでは得がたい効果を持つ「体験学習の場」となります。家庭、地域、学校が一体となって学校外での活動を支援していく体制が必要であり、保護者についても世話役や指導者として積極的に参加することが求められます。
- ⑤ 地域における教育環境の改善・充実を図る  
地域の教育環境の改善は、一人の保護者（教師）、学校だけの力では困難です。子どもたちが生活する地域の環境を見直し、健全育成の面や生活安全確保の面、教育的な効果の向上などをめざすためにどのようなことをすべきか検討し、積極的に提言し、取り組むことが大切です。

#### 4. 日本（安城市）等での成り立ち

昭和 21 年	アメリカ教育使節団により、PTAの結成が勸奨された。文部省に「父母と教師の会委員会」を設置
昭和 22 年	文部省：資料「父母と先生の会－教育民主化のために－」を提示
昭和 24 年	社会教育法公布：PTAを社会教育団体として位置付ける。
昭和 25 年	愛知県小中学校PTA連絡協議会設立 全国のPTA設置状況：小学校 93 %・中学校 89 %・高校 81 %
昭和 27 年	日本父母と教師の会全国協議会（日本PTA全国協議会）設立
昭和 29 年	文部省：「PTA参考規約」を全国に配布 ※ 戦後の荒廃した学校の復旧や条件整備など、学校後援会的な色彩が強い団体になってしまったため、PTAの基本原理や精神を説明した。
昭和 42 年	文部省社会教育審議会報告：「父母と先生の会のあり方について」
<p>&lt;昭和 42 年 6 月 23 日社会教育審議会報告&gt;</p> <p>PTAは、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とし、親と教師が協力して、学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに児童生徒の校外における生活指導、地域における教育環境の改善、充実を図るために会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である。</p>	
昭和 49 年	安城市小中学校PTA連絡協議会 設立
平成 20 年	中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方針について」
<p>〈平成 20 年 2 月 19 日中央教育審議会報告 26 頁「学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実」より〉</p> <p>○PTA活動は保護者と教員がお互いを高めあい、子どもたちの健全な育成を支援する団体であり、学校行事の支援や登下校時の安全対策等、地域の行事、親子が参加してふれあう活動、保護者に対する子育て教室等様々な活動を各地域の実情に応じて実施しており、前述の子どもの放課後の居場所づくりへの協力や早寝早起き朝ごはん運動の推進等、学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っている。</p> <p>○近年、共働きや勤務形態の多様化等によりPTA活動に参加したくとも参加できない保護者がある一方で様々な価値観からPTA離れが進んでいるとの指摘もある。保護者にとって、PTA活動は、地域の社会活動への参加の端緒となるものであることから、学校・家庭・地域の連携・協力を進める上で重要であり、各地域におけるPTA活動状況等に関する実態把握及び活動の充実が求められる。</p>	

## 5. PTAの主な課題と対応

### ①保護者の積極的な参加の確保

規約上はできるだけ多くの保護者の参加となっているPTAですが、一部を除けば活発な活動が展開されているとはいいいにくい状況と思われます。役員を選出が困難であったり、総会の参加も一部の保護者のみという状況が見られます。諸活動も一部の役員だけで運営するということが少なくない状況にあります。

こうした状況を改善するためには、会員の活動を盛んにし、子どもや学校の現状を知り、保護者の意識を高めるようにする必要があります。そのためには、学級懇談会の開催、PTA広報誌の充実、ホームページの開設など学校と保護者、保護者同士のコミュニケーションの拡充も重要です。また、得意の分野で参加できるような活動方式、会員が各自の都合に合わせて行える活動形態の工夫も求められています。

### ②教員の積極的な参加確保

教員の活動参加は難しい現状があります。この背景には、教員のPTA活動を勤務時間上にどう位置づけるかの問題があります。また、保護者と同様にボランティアとしての活動を認識することが重要であり、PTAが社会教育活動という観点からは基本的には勤務時間外での参加・活動が要求されることとなります。

### ③地域の人々の参加促進

PTAのメンバーは親と教師に限られていますが、学校と地域との連携協力を実現するためには、日頃から地域の人々にPTAに関わってもらうことが大切です。このため、地域の人々がPTAサポーターあるいは賛助会員等として参加できる制度をつくるなど、組織としての工夫が必要となります。

また、保護者会員は子どもの卒業と同時にPTAも自動的に退会となってしまいますが、それまでの活動で得た知識やノウハウを活かして活動を続けたいという人に、PTAのOB/OGとして協力していただく方法を考えることも重要です。

#### 会員の理解を得るために

PTAに対する理解や参加を促すことが大切であり、会員の関心を高める工夫や努力が重要です。会員の理解を得るために、次のような取組が考えられます。

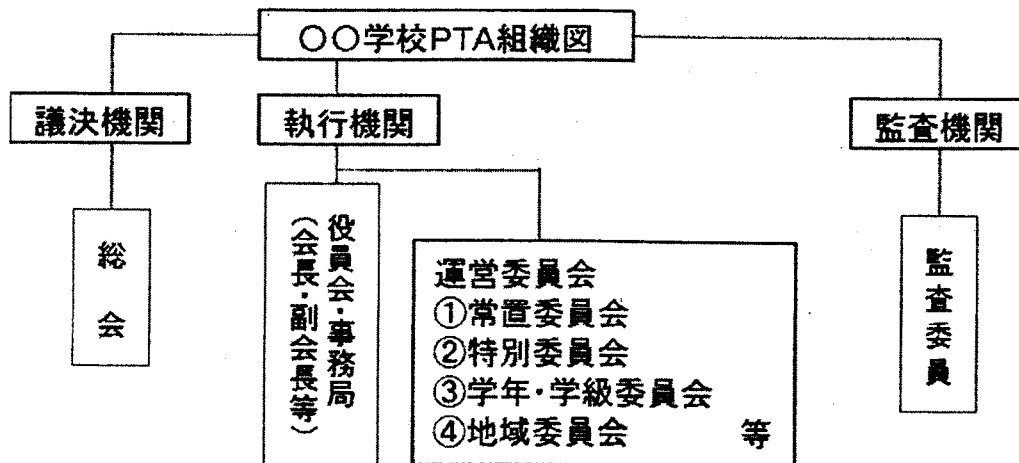
- ◇ 入学説明会、就学時健康診断、入学式後等を利用して、新会員に規約の説明や協議の機会を設ける。
- ◇ 総会や学級・学年PTAなどで、規約の説明や協議の機会を設ける。
- ◇ 広報紙などにPTA活動を中心とした記事を掲載し、全会員に周知する。

## PTAの組織と運営

### 1. PTAの組織

PTAの組織は、議決機関と執行機関と監査機関に分けることができます。

【代表的な組織例】



※各校の規約を確認し、組織について十分な把握を行うことが大切です。

### 2. PTAの規約

PTAの規約は、PTAの組織、運営、活動等について、その根本となるものを成文化したものです。規約は、いわば国における憲法・法律に相当するものであり、適切な規約の制定とこれに基づいた活動が必要です。一般的に、規約の中に盛り込まなければならないといわれるものは、次のようなものです。

- |                  |                  |           |         |
|------------------|------------------|-----------|---------|
| ◆ 名称・目的          | ◆ 会の構成や組織        | ◆ 事業・活動内容 | ◆ 会費・会計 |
| ◆ 役員・委員の選出、任期、任務 | ◆ 総会・役員会・委員会等の機関 | など        |         |

また、具体的な会の運営のために現状や実態に即して、細則をつくる必要があります。

細則の内容としては、運営や活動に新しい取組が盛り込めるような柔軟性をもつことが大切です。

### 3. PTAの会費（予算）について

PTA予算は、保護者や教師等の会員から徴収される会費によって成立しています。

PTA等学校関係団体の会費（以下、「PTA等会費」という。）については、その団体の活動等、組織の活動費そのものに充てる他に、学校と一体となって児童生徒を育成していこうという観点から、教育環境の充実・改善等を行うための経費として使われてきた経緯があります。

学校の教育活動と不可分な関係にあることから、公費負担とPTA等会費との関係、あるいは各学校において差異の見られるPTA等会費の使途のあり方等については、原則的かつ統一的な考え方が必要となるところであります。PTA予算の作成に当たっては、PTAの活動方針や目的に従って、PTA本来の活動に使われるようにすることが大切です。

よって、次の点について考えておくことが必要です。

- 「会員のための会計」であり、「PTAとしての判断」に基づいて行うことです。
- PTA会計は、会員全体の委任を受けて管理する会計であり、予算編成や会計の手続き等の予算会計制度を決めておくことが必要です。

#### 「予算編成の手順」

- (1) その年度の活動を振り返り、活動状況やその成果を十分に検証する。
- (2) 予算原案を作成し、運営委員会等で審議を行い、総会提出案を作成する。
- (3) 総会に提出し、議決する。

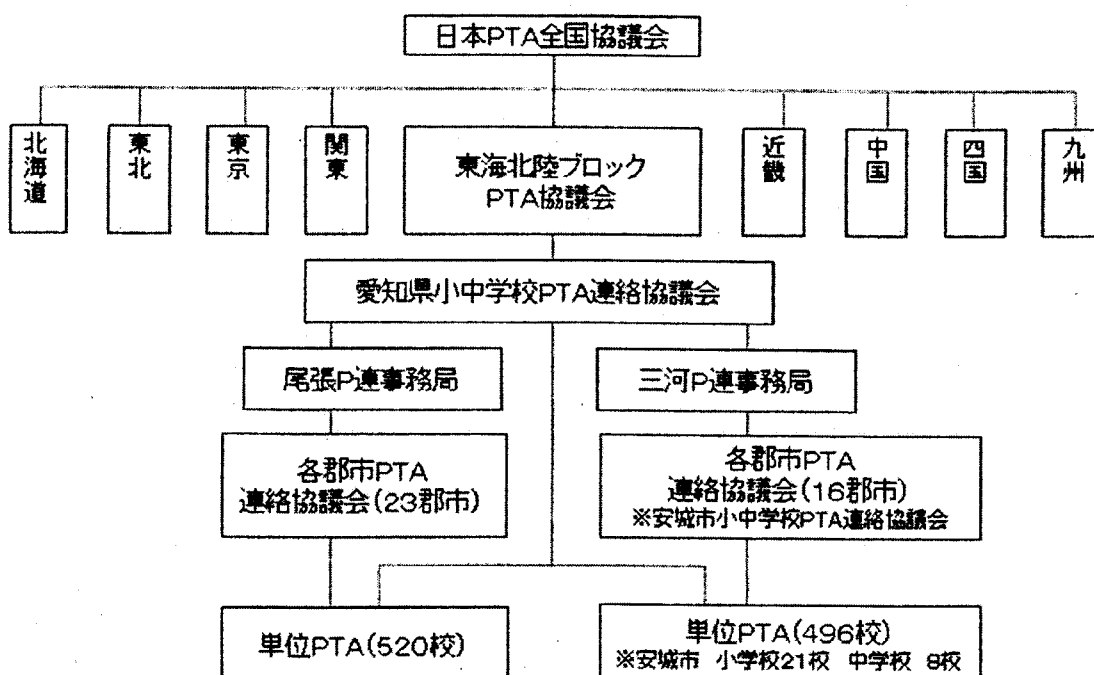


## 関連団体との連携

### 1. PTA間の連携

単位PTAには、それぞれ独自の課題やユニークな活動もありますが、それらの多くはすべての単位PTAにも共通するものです。そこで、単位PTAが相互に連携し協力していくことが重要となります。

PTA相互の連絡を緊密にし、その発展をはかるとともに、共通の目的を達成するためには、その協力組織として、市町村、都道府県および全国等の各段階における連絡協議会の果たす役割が重要であると考えられます。



### 2. 地域団体との連携

青少年の健全育成に係る主な地域団体としては、次のような団体があります。

- 子ども会
- 健全育成会（協議会）
- ボーイスカウト 等

※あくまでも他団体であり、PTA自身も任意の社会教育団体であり、役員の兼務、協力体制には注意が必要な場合があります。

## PTAの活動内容

### 1. PTAの活動

PTAは子どもの健全な成長をはかることを目的とした団体でありその目的を達成するために会員相互が学習活動など必要な活動を行うこととなります。この場合の学習活動とは、単に「学ぶ」「理解する」だけではなく、そのうえに立った実践活動をも含む広い活動を意味しています。

PTAの役割（P3参照）を果たすために、以下のような活動があります。

- (1) 学校教育の理解・振興のための活動
- (2) 家庭教育の理解・振興のための活動
- (3) 校外の生活指導のための活動

その他には、PTAのあり方や運営・組織に関する学習活動、会員の資質向上のために行う一般教養・趣味・技能などを習得する学習活動、レクリエーション活動、社会見学など多彩な活動があります。

### 2. PTAの事業計画の立案・実施

総会において議決された年間事業計画の具体的な実施は、各種委員会等が中心になって行います。進める際には次の点に留意して取り組むことが大切です。

#### ① 実施のための計画・手順を立てること。（事業例）

月	主な行事内容（単位PTA）	主な行事内容（市P等）
通年	あいさつ運動、役員会、常任委員会	
4月	PTA総会	役員会
5月	運動会（小学校）、会報発行	市PTA総会
6月	役員会、廃品回収	県PTA総会、市P研修会（レク大会）
7月～8月	校外補導（見守り）	教育対話集会
9月	体育大会（中学校）	母と女性教師の会
10月	会報発行	
11月	学習発表会（文化祭）	市Pわいわい交流会
12月		保健体育委員会研修会
1月		
2月	新旧役員会	市P家庭教育講演会、市P作品展 三河P研究大会
3月	会計監査	市P全体協議会

※立案の際は、これまでの活動実績を総括し、会員が積極的に参加できる活動であることが必要です。また、地域の教育的課題に対応することができる創意工夫に満ちたものであることが大切です。

- ② 活動の主体は会員自身であることの周知。
- ③ 事業毎に反省会を開催し、広報誌等で報告、同時に次回の事業の開催内容を知らせること。  
⇒会員の関心が高まり、次の事業への参加意欲を高めることができます。

#### **PTA活動に関する注意すべき点**

PTAは、子どもたちの幸せのために保護者と教師が自主的に組織し運営する任意団体です。学校の教育活動とPTAの活動は当然別個のものであり、区別されなければならないものです。

保護者も学校教育を受けている子どもの保護者としての立場と、PTAの保護者会員としての立場は違いますし、教師も学校教育に携わり校務を執行する教師としての立場と、PTAの教師会員としての立場は違います。

区別すべきところは明確に区別しておかなければなりません。

### 3. 広報誌発行の流れ

PTAを活性化するためには、会員の一人ひとりが会員としての自覚をもち、相互に共通理解を深めてコミュニケーションを図ることが大切です。そのためには、PTAに関する的確な情報を会員に提供することが必要であり、そこに広報活動の重要性があります。

様々なPTA行事や会合の内容、学校の様子などを知らせるわけですが、その際、ともすれば終わったことの結果を報告するだけにとどまる傾向がありますので、将来実施することについての情報も、十分に知らせたいものです。

広報活動の中心が広報紙づくりであることが多いため、広報紙のつくり方について具体的に述べておきます。

#### (1) 企画会議

- ・発行回数やページ数、テーマや特集など広報紙発行の基本方針を話し合う重要な会議です。全体日程の調整を行います。
- ・企画の良し悪しで、広報紙の優劣が決まると言っても過言ではありません。
- ・アイデアを出し合って、十分論議しましょう。

#### (2) 編集会議

- ・企画会議を受けて、具体的に何をどのように載せるかを決めていきます。
- ・できあがりを想定して、原稿の長さなども決めます。

#### (3) 取材

- ・記事の取材や原稿依頼に行きます。人まかせにしたり電話ですませたりすることはできるだけ避けて、自分で直接取材したり依頼しましょう。

#### (4) 編集会議

- ・集まった原稿を検討し、見出しをつけたりレイアウトを考えます。本文は、5W1Hをおさえておきましょう。

※5W1H When(いつ) Where(どこで) Who(だれが)  
What(なにを) Why(なぜ) How(どのように)

#### (5) 印刷依頼

- ・原稿、写真、イラスト、図表などとレイアウト表を印刷に出します。

#### (6) 校正

- ・ゲラ刷りができてきたら間違いを訂正するとともに、もう一度全体を見直して修正する箇所がないかを検討します。

広報紙ができあがった時は、何とも言えない充実した喜びを感じます。それは、一緒に協力してつくりあげた喜びでもあります。広報紙づくりに携わった人にしか味わえない喜びです。会員からのよい反応が返ってくれば、一層大きな喜びとなります。一方、批判や指摘があればそれにも謙虚に対応して、次回の広報紙づくりにいかすことも大切です。